

# 第1章 計画の基本的事項

## 1.1 計画策定の背景・意義

地球温暖化によるここ数十年の世界規模での気候変動は、人間の生活や自然の生態系などに様々な影響を与えています。例えば、氷河の融解や海面水位の変化、洪水や干ばつなどの影響、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人々への影響などが観測され始めています。

日本でも明治 31（1898）年以降、年平均気温は 100 年あたり 1.30℃の割合で上昇しており、真夏日、猛暑日及び熱帯夜等の日数の増加や、大雨及び短時間強雨の発生頻度の増加等が確認されています。このまま地球温暖化が進行した場合、2100 年末に予測される日本の影響として、気温上昇だけでなく、災害の増加や生態系の変化の他、健康被害などが発生するとされています。

こうした地球温暖化の影響を鑑み、気候変動枠組条約に加盟する 196 か国全てが参加する枠組みとして、パリ協定が平成 27（2015）年に採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標として、世界の気温上昇を産業革命前から 2℃未満に抑えることを目標とするとともに、同時に 1.5℃未満にする重要性が言及されています。パリ協定の採択以降、世界各国でカーボンニュートラルを実現することが表明されており、日本も令和 32（2050）年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを令和 2（2020）年に宣言しています。

清瀬市（以下、「本市」）では、世界や国の情勢を踏まえ、健やかに生活を営むことができる環境を保ち、未来へと引き継いでいくために、脱炭素社会の実現に向けて市民・事業者・市が協働しながら温室効果ガスの排出を削減し、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していくことを、令和 4（2022）年 6 月 7 日に宣言しました。清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「本計画」）は、この「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた道筋を示す計画として、策定したものです。

## 1.2 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」）第 19 条第 2 項に基づき策定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」です。

また、市の上位計画である「清瀬市長期総合計画」「清瀬市環境基本計画」を踏まえた市内全域の地球温暖化対策に関する個別計画です。地球温暖化対策は分野横断的な取り組みを要することから、環境分野の個別実行計画や、各分野の諸計画との整合、連携を図ります。（図 1.1）

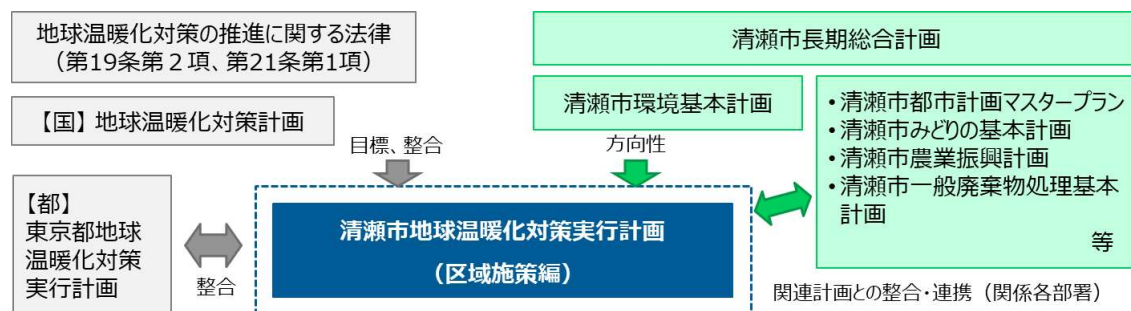


図 1.1 本計画と関連計画の関係性

### 1.3 計画期間

本計画は、国・都が策定した計画に合わせ、令和 12（2030）年度までを計画期間とします。なお、国・都の動向や本市の長期総合計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うとともに、計画の進捗管理の過程で定期的に見直しを検討します。また、温室効果ガス排出削減について、基準年度を平成 25（2013）年度、目標年度を令和 12（2030）年度とします。（表 1.1）

表 1.1 計画期間

平成 25 年度 2013 年度	…	令和 2 年度 2020 年度	令和 5 年度 2023 年度	令和 6 年度 2024 年度	…	令和 12 年度 2030 年度	…	令和 32 年度 2050 年度
基準年度	…	現状年度	策定年度	開始年度	…	目標年度	…	長期目標年度
				計画期間 <span style="float: right;">改訂</span> ← 対策・施策の進捗把握 定期的に見直しを検討 →				

### 1.4 計画の対象

#### 1.4.1 対象範囲

本計画で対象とする範囲は、市内全域とします。

#### 1.4.2 対象とする温室効果ガス

算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項で掲げられるとともに、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」で算定対象とされる、7 種類の温室効果ガスを対象とします。（表 1.2）

なお、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）以外の温室効果ガス（メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、フロン類（HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>））については、本計画では「CO<sub>2</sub>以外」と表記します。

表 1.2 算定対象とした温室効果ガスの種類と算定対象とした主な排出源

種類	算定対象とした主な排出源
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	燃料の燃焼、廃棄物の燃焼、工業プロセスなど
メタン（CH <sub>4</sub> ）	農業、廃棄物、燃料の燃焼、工業プロセスなど
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	農業、廃棄物、燃料の燃焼、工業プロセスなど
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	他のガスの副生、冷媒、発泡剤、エアゾールなど
パーフルオロカーボン類（PFCs）	半導体製造、洗浄など
六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	絶縁機器、半導体製造など
三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	ふっ化物の製造、半導体製造など

### 1.4.3 対象とするCO<sub>2</sub>の部門・分野

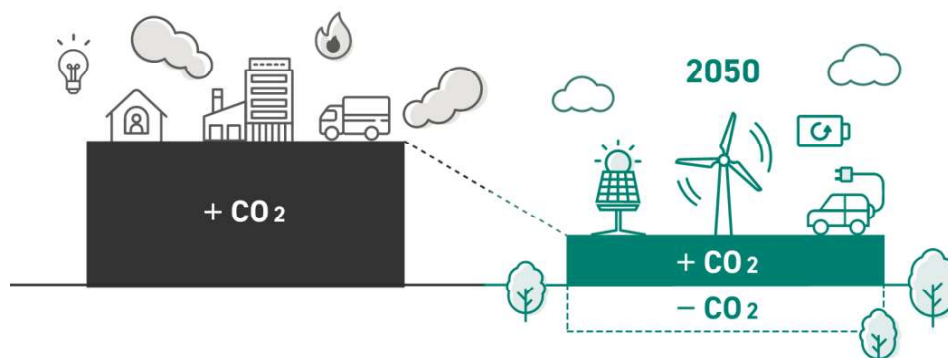
CO<sub>2</sub>については、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」に準じる部門を対象とします。(表 1.3)

表 1.3 対象とするCO<sub>2</sub>の部門・分野

部門・分野		概要
産業部門	農業	農業におけるエネルギー消費に伴う排出
	建設業	建設業におけるエネルギー消費に伴う排出
	製造業	製造業におけるエネルギー消費に伴う排出
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
業務部門 <sup>i</sup>		事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車	自動車におけるエネルギー消費に伴う排出
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
廃棄物分野	一般廃棄物	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

#### コラム カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを示す用語です。ここで、「排出を全体としてゼロにする」というのは、CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味します。したがって、カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガス排出量の削減と吸収作用の保全及び強化に取り組む必要があります。



(出典) 環境省ホームページ

<sup>i</sup> 国の地球温暖化対策計画等では、業務その他部門と表現する場合もある

## 1.5 清瀬市の特徴

### 1.5.1 地域の概要

本市は、東京都心から約 25km の距離にあり、武蔵野台地の北端に位置し東西 5.09km、南北 4.63km で、面積は 10.23km<sup>2</sup>です。市域の北を流れる柳瀬川周辺は川岸段丘による傾斜があるものの、市域の大半はほぼ平坦となっています。（図 1.2）

本市の東側は埼玉県新座市、西は東村山市、南は東久留米市、北は埼玉県所沢市にそれぞれ接しており、小平市、東村山市、東久留米市、西東京市と多摩北部都市広域行政圏（多摩六都）を形成しています。

また、市域の半分が宅地として利用されており、農地や山林は 23.3%を占めています。近年の傾向として、宅地は増加傾向にある一方で、農地や山林は減少傾向にあります。（図 1.3）



図 1.2 清瀬市の位置

(出典) 清瀬市

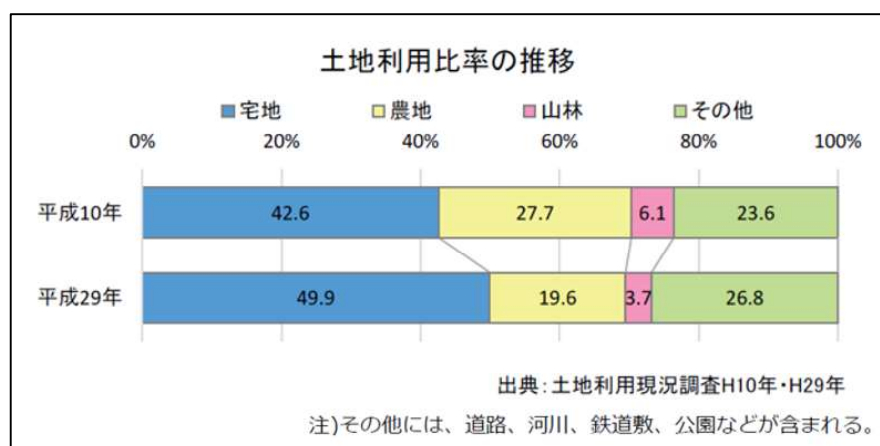


図 1.3 清瀬市の土地利用比率の推移

(出典) 清瀬市

## 1.5.2 気候概況

府中観測所によると、年平均気温（昭和 56（1981）～令和 4（2022）年）は 15.1℃となっており、年平均気温の推移としてはゆるやかな上昇が見られます。（図 1.4）

また、年間降水量（昭和 56（1981）～令和 4（2022）年）の平均は 1,552mmとなっており、年によって 897mm～2,030mm の間で増減があるものの、年間降水量の推移として明確な増加や減少の傾向は認められません。（図 1.5）

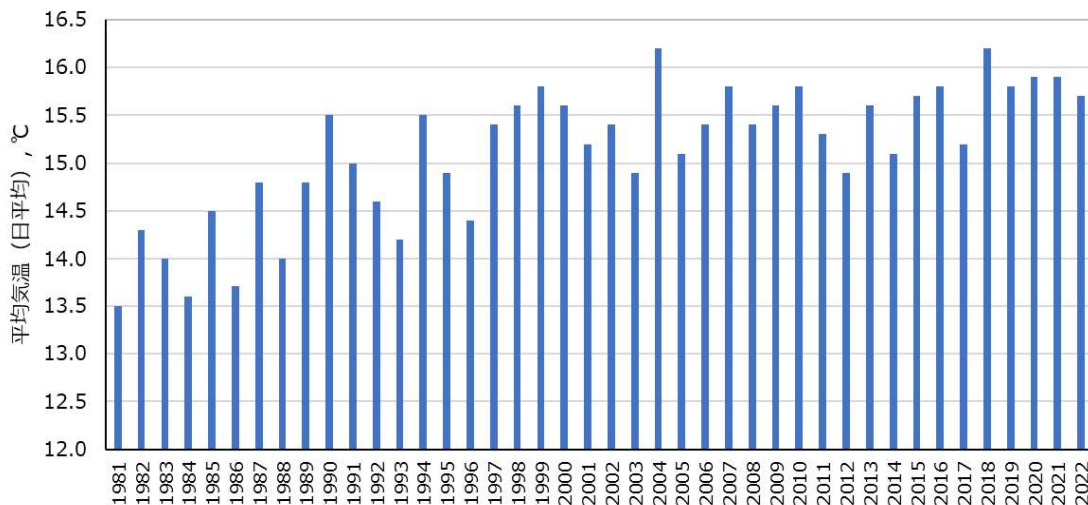


図 1.4 年平均気温の推移（1981～2022 年）（府中観測所）

（出典）気象庁

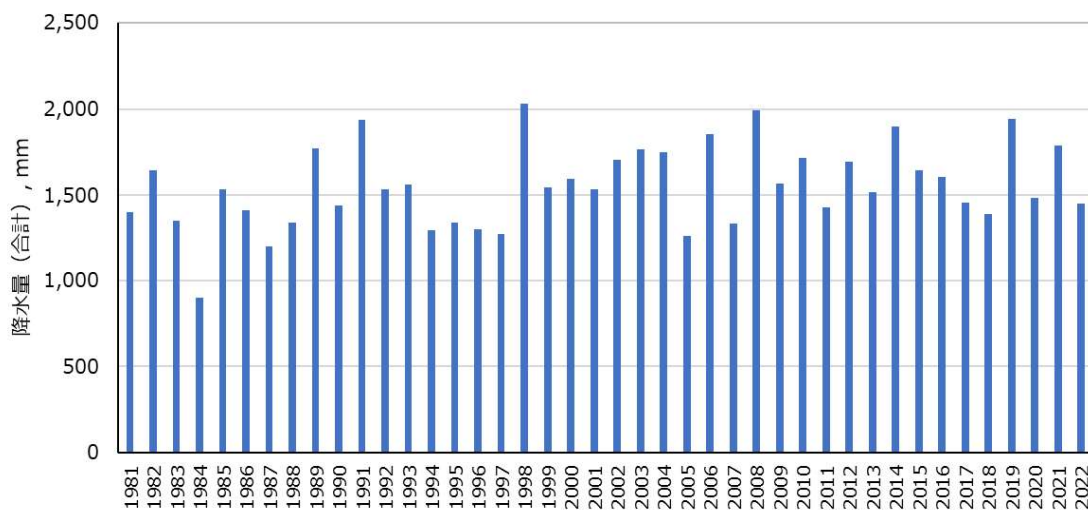


図 1.5 年間降水量の推移（1981～2022 年）（府中観測所）

（出典）気象庁

### 1.5.3 人口

本市の人口は、平成 27（2015）年まで増加傾向にありましたが、近年は横ばいの状況となっており、令和 5（2023）年 10 月 1 日現在で 74,579 人となっています。「清瀬市人口ビジョン」や国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後は年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の減少により、総人口が減少していくことが予想されており、令和 42（2060）年では約 60,000 人となる見込みです。（図 1.6）

また、これまでの世帯数の変化については、人口同様に増加傾向にありますが、世帯当たりの人数は平成元（1989）年の 2.85 人から令和 5（2023）年には 2.04 人と年々減少しており、核家族化の進行が見られます。（図 1.7）

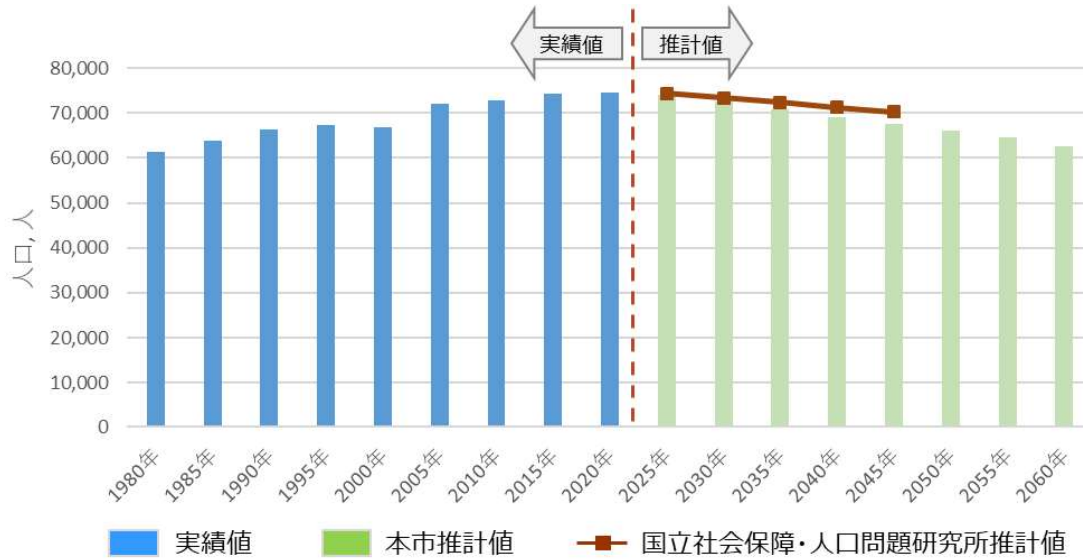


図 1.6 人口の推移

（出典）「清瀬市人口ビジョン」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

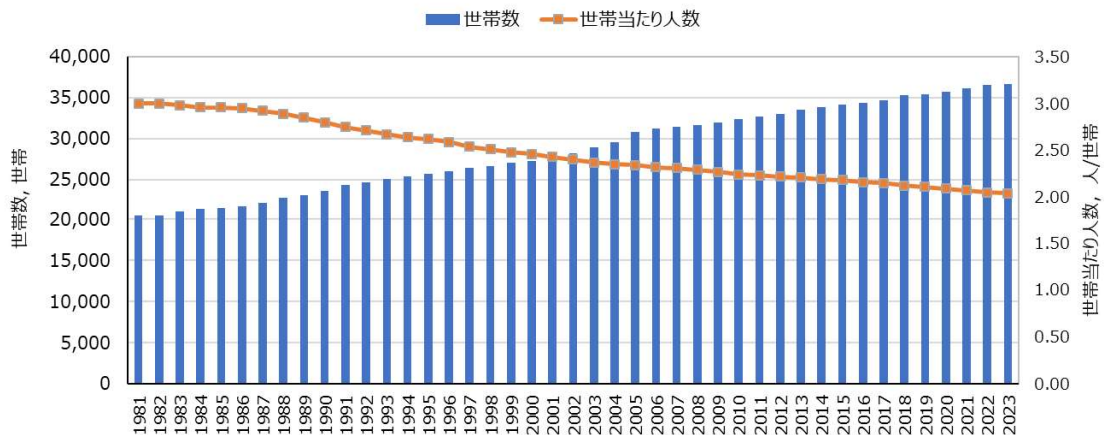


図 1.7 世帯数の推移

（出典）清瀬市

### 1.5.4 地域の産業

本市における業種別の売上高は、「製造業」、「医療、福祉」、「運輸業、郵便業」及び「卸売業、小売業」で大きい傾向があります。また、業種別の売上高の割合を東京都及び全国と比較すると、「医療、福祉」及び「運輸業、郵便業」の割合が大きく、一方で「卸売業、小売業」の割合が小さくなっています。（図 1.8）

また、環境省が提供している、地域経済の資金の流れ（生産・分配・支出）を可視化するための地域循環経済分析によると、エネルギー代金として平成 30（2018）年に本市から約 103 億円（本市の総生産の約 4.9%、市民 1 人当たり約 14 万円）が区域外に流出しています。

エネルギー代金とは、石油や石炭などの化石資源や、電気、ガスの利用に伴い市民や事業者などが支払っている代金を指し、区域外への流出を防ぐことは地域経済の活性化に寄与するものとされています。例えば、太陽光発電設備を新規に住宅へ設置して発電した電気を住宅内で消費した場合、その家庭においてこれまで区域外に支払っていた電気料金が減ることとなり、その分の資金を区域内で使用すれば資金は区域内を循環することとなります。

本計画では、このようにエネルギー代金の区域外への支払いを抑制することなどによって、脱炭素の達成とともに地域経済の活性化を図り、本市における地域課題の解決や各種サービス向上といった副次的な効果を得ることについても検討します。

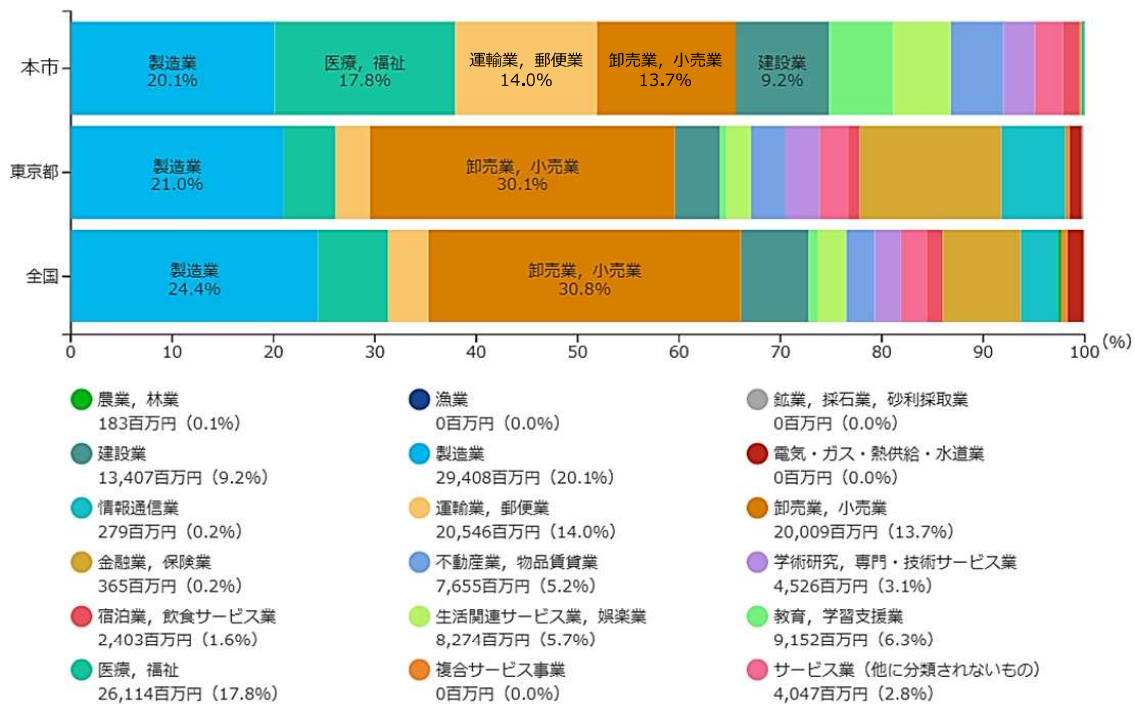


図 1.8 各業種の売上高

（出典）内閣官房及び経済産業省「地域経済分析システム（RESAS）」